

見積り合わせに関する募集

1 調達内容

(1) 調達件名

壁面収納庫 1 セットの購入

(2) 調達案件の仕様、履行期間及び納入場所

別添「仕様書」による。

2 見積り合わせ参加に必要な書類

(1) 見積書

(2) 誓約書 (別紙)

宛名は「支出負担行為担当官 富山労働局総務部長」とすること。

3 見積書等関係書類の提出期限及び場所

令和 7 年 1 1 月 1 3 日 (木) 1 7 時 1 5 分まで

持参、メール、FAX 又は郵送とする。郵送の場合、提出期限必着とする。

〒 9 3 0 - 8 5 0 9

富山市神通本町 1 丁目 5 番 5 号 富山労働総合庁舎 5 階

富山労働局 総務部総務課会計第一係 担当 金 (かね)

TEL 0 7 6 - 4 3 2 - 2 7 2 7

FAX 0 7 6 - 4 3 2 - 6 4 7 1

E-mail kaikai-toyamakyoku.a15(★)mh1w.go.jp

※(★)を@に変更してください。

4 見積り合わせの結果通知

令和 7 年 1 1 月 1 4 日 (金) 1 2 時まで、見積り合わせに参加した者に通知する。

5 その他留意事項

(1) 見積金額について

見積書の様式は任意とするが、物品の購入代金のほか、搬入・組立て・設置作業等に係る一切の費用を含むものとする。

なお、金額は見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額 (以下「税抜き価格」という。)、消費税及び地方消費税額 (以下「消費税額」という。) 及び税抜き価格に消費税額を加算した合計金額 (以下「税込み価格」という。) を記載すること。ただし、免税業者においては、見積書にその旨を明記すること。

(2) 契約の相手方の決定について

総価において最低価格を提示した事業者を、契約の相手方として決定する。

誓 約 書

当社（私）は、下記（１）から（６）のいずれの要件も満たしていることを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、必要に応じて、証明書等の追加資料の提出を求められることについて了承します。

記

（１）予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。

ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りでない。

（２）予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。

（３）社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民保険、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。

（４）厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

（５）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。

（６）労働関係法令を遵守している者であり、過去１年以内に当該業務に関し、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

富山労働局総務部長 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

仕様書

1 件 名 壁面収納庫 1 セットの購入

2 仕 様

- ・壁面収納庫は 2 列のスライド書庫であること。
- ・固定棚（後列） シェルビング（オープンタイプ）、2 連
各棚はW900×D300～320mmであること。
- ・移動棚（前列） 両開き書庫、1 連
各棚はW900×D300～320mmであること。
- ・全体の外寸法はW1,850×D640～680×H2,300mm程度であること。
- ・各棚の最大積載質量は30kg以上であること。
- ・本体は白系統色であること。
- ・後列の引き戸の有無はいずれでも可。
- ・グリーン購入法適合
(参考銘柄)
オカムラ レクトライン スリムライン 製品コード：4P52UG-ZA75
コクヨ エディア ビジネスセーバータイプ 品番：SMU-S89SSSAWN3

3 納入場所

富山労働局

富山市神通本町 1 丁目 5 番 5 号 富山労働総合庁舎 6 階

※エレベーター参考寸法

ドア 間口900mm×高さ2,100mm

カゴ 間口1,600mm×奥行1,350mm×高さ2,300mm

エレベーターによる搬入が困難な場合は階段等を利用して搬入すること。

また、必要に応じて、設置済の什器を移動し、搬入経路を確保すること。

4 納入期限

令和 8 年 1 月 30 日（金）

※事前に日程を調整の上、平日の午前 9 時から午後 5 時の間に納品すること。

5 留意事項

- (1) 納入物品は新品であること。
- (2) 納入場所において、組立て・設置作業を行い、即使用できる状態にすること。なお、転倒防止措置として、書庫上部を壁面に固定する等の措置を

講じること。

- (3) 参考銘柄以外の物品で参加する場合は、参考銘柄と同等以上の物品であれば可能とするが、物品の品名・型番等、仕様内容を全て満たすことを確認できるカタログ等の書類を見積書と併せて提出すること。
- (4) 搬入経路上には適切な養生を施すこと。万が一、建物等に損傷等を生じさせた場合は、速やかに契約担当職員に報告し、契約業者の負担と責任により原状に復すること。
- (5) 搬入に際し発生した梱包材等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守し、契約業者が適切な方法で処理すること。
- (6) 本契約に際し知り得た情報等を第三者に漏らし、又は本契約の目的以外に利用してはならない。本契約の履行が完了した後においても同様とする。

6 再委託

- (1) 契約業者は、委託業務の全部を第三者（契約業者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。
- (2) 契約業者は、再委託する場合には、発注者に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。
- (3) 契約業者は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者の行為について、発注者に対し全ての責任を負うものとする。

7 連絡及びアフターメンテナンス体制

- (1) 納入に係る一切の問合せ窓口は契約業者に一本化することとし、問合せがあった場合は、誠意をもって速やかに対応すること。なお、納入完了後も同様とする。
- (2) 納入物品の保証期間は、納入後1年間（メーカーにおいて1年間を超える保証期間を定めている場合は、当該期間とする。）とし、設計・製造、施工時の不備により生じた故障又は納入物品の契約不適合（種類、品質に関して内容に適合しないもの）及び正常な使用状態で生じた故障等については、契約業者が無償（部品代、出張費、作業費等の諸経費を含む。）で修理又は交換すること。

8 納品検査及び支払い

- (1) 納入時には、検査職員による検査を受けること。なお、全ての調達物品の納品検査に合格しなければ、請求書を作成してはならない。
- (2) 請求書は、「官署支出官 富山労働局長」宛て提出するものとし、官署

支出官 富山労働局長は適法な請求書を受理した日から30日以内にその対価を支払うものとする。

9 その他

本仕様書の内容、解釈及び明記のない事項について疑義が生じた場合は、担当者と協議し決定すること。

また、現地確認が必要な場合は、下記10の担当者宛て連絡し日程を調整すること。

10 本案件に関する問合せ先

富山労働局総務部総務課 担当：金（かね）

電話：076-432-2727 FAX：076-432-6471